

平成 13 年 10 月 30 日

『ペイオフ相談窓口』の全店設置について

平成 14 年 3 月末に、預金保険法特例措置に基づく預金等を全額保護する期間が期限を迎え、同年 4 月よりいわゆるペイオフが解禁となります。

住友信託銀行は、全営業店（全国 52 店、14 出張所）の店頭窓口に『ペイオフ相談窓口』を設置し、お客さまからのご質問やご相談に積極的に応対させていただくため、全社体制で取組むことといたしました。

記

概要

『ペイオフ相談窓口』では、預金保険制度全般に係る対応をさせていただきます。お客さま向けに浸透度の高い表現として『ペイオフ相談窓口』としております。

1. 開始時期 : 10 月 31 日（予定）
2. 窓口設置場所 : 当社営業店 店頭（全国 52 店、14 出張所）
及びテレホンバンクセンター
3. 受付時間 : 通常の営業時間と同様
4. 対応者 : 当社職員（店頭受付担当）
5. 対象 : 資産運用を目的とした個人のお客さま（当社でお取引いただいているお客さま、当社とのお取引をご検討いただけるお客さま）を対象としています。

具体的内容

具体的には全営業店の店頭で『ペイオフ相談窓口』と表示（10 月 31 日予定）、通常の来店客と同様に应对、預金保険機構製作パンフレットや当社作成のツール等を使用してご質問等にお応えいたします。

全店の受付担当者が対応いたします。また各店からの照会に対して、本部窓口で随時フォローする体制も整えております。

状況に応じ、平成 14 年 4 月以降も活動を継続していく予定です。

本制度に関するご理解を通じて、預金・信託に投資信託（預金保険対象外ですが、分別管理される商品）等を組み合わせた資産ポートフォリオに対するご相談についても、引き続き積極的に対応いたします。

以上